



商工会だより

発行者:西ノ島町商工会 TEL6-1021 FAX 6-1964 kuniga_nishi@shoko-shimane.or.jp http://kuniga.shoko-shimane.or.jp/ 令和5年1月発行

確定申告のお知らせ

所得税 2月16日(木)~3月15日(水)

消費税 2月16日(木)~3月31日(金)

本年の申告期間は上記のとおりです。

☆準備をお早目をお願いします。

商工会ご利用の皆様へ



3月6日(月)・7日(火)、13日(月)・14日(火)の各2日間、専門の税理士が決算書・申告書を確認します。

申告書類の提出締切日は3月15日(火)ですが、[税理士の申告書類最終確認日は3月14日\(火\)です。](#)

[3月10日\(金\)以降に提出された申告書は、商工会での対応が難しくなります\(その場合は事業者ご自身で西郷税務署に提出して下さい\)。](#)

★日計表等は出来るだけ早く、その他の申告書類もお早めに提出して頂きます様、お願い申し上げます。

詳しくは商工会(6-1021)までお問い合わせ下さい。

e-Taxによる申告(電子申告)が有利です

税制改正により、青色申告特別控除額が65万円から55万円に、又、基礎控除額は38万円から48万円に変わっています(合計で103万円の控除額は変わりません)。

但しe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます([申告時の控除額10万増の113万円](#))。e-Taxの利用には、税務署への届け出、マイナンバーカードの取得などの手続きが必要ですので、お早目の対応をお願い致します。

ジョイメイトしまねが、社員の皆様の福利厚生をサポートします!

2,106事業所・29,784人の会員をサポート(2022.12.1現在)

まずはお電話ください! (一財)島根県東部勤労者共済会
〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル2階
☎0852-28-6555

行事予定(2月・3月)

2月16日(木) 所得税確定申告・消費税申告開始
3月15日(水) 所得税確定申告締切日
3月31日(金) 消費税申告締切日

「どんとカード会」当選番号のお知らせ

1月20日(金)商工会館において、商工会職員立ち合いのもと、河内会長がくじを引きました。

★当選番号は以下のとおりです★

1等	商品券5万円	う 0595	え 0455		
2等	商品券3万円	い 0810	う 0246	え 0612	
3等	商品券1万円	あ 0456	い 0034	い 0094	
		え 1000	お 0038		
4等	商品券5千円	あ 0181	あ 0593	い 0192	
		い 0806	う 0137	う 0423	
		え 0793	え 0802	お 0213	お 0750
5等	商品券1千円(商品券100本)	下2桁	42	76	

※商品券の引き換えは、2月1日から3月31日まで最寄りのどんとカード会加盟店で行います。

【インボイス制度】支援措置発表

今年(令和5年)10月から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されますが、この度支援措置を含む税制改正(案)が閣議決定されました。

インボイス制度とは、売り手と買い手が「[適格請求書](#)」で取引し、書類を保存することで買い手が仕入税額控除を受けられる制度ですが、この「適格請求書」は税務署に登録した適格請求書発行事業者(インボイス登録事業者)しか発行できません。

課税事業者の方は全てインボイス登録事業者としての登録申請が必要です。**免税事業者の方**は取引先との関係や制度導入後の消費税納税額等を考慮したうえで、**事業者ごとに課税事業者となり登録するか、免税事業者のままているかを判断**する必要があります。

尚、免税事業者が課税事業者になった場合、納税額の軽減や、インボイスの登録で補助金が受けられる場合等様々な支援措置が発表されています(以下例)。

①小規模事業者向け

- ・売上税額の2割が納税額となる特例措置
- ・持続化補助金の補助上限額が一律50万円加算

②中小事業者向け

- ・少額取引はインボイス不要

③全ての方対象

- ・少額の値引きは返還インボイスの交付必要なし

その他詳しいことは商工会までお問い合わせ下さい。